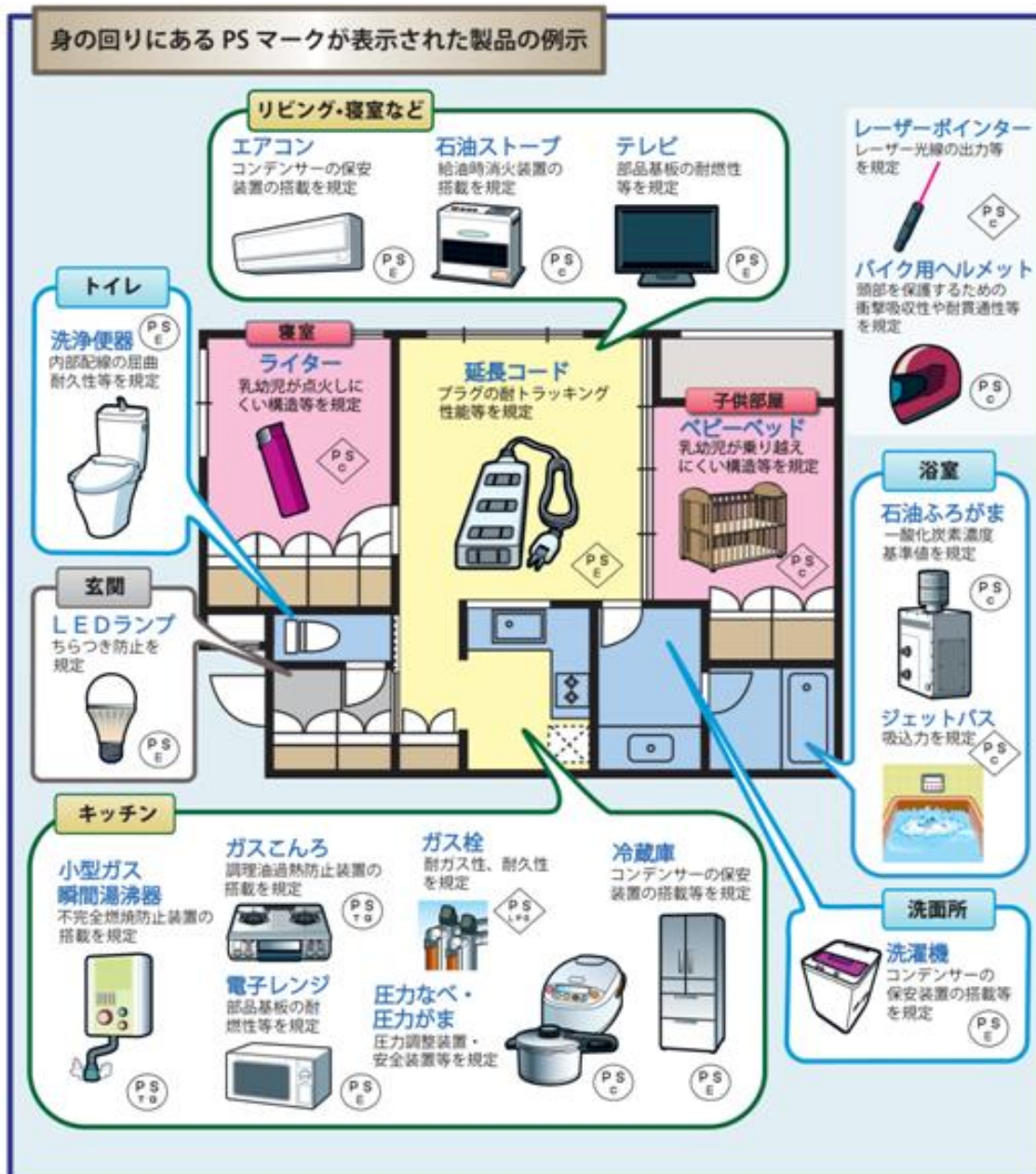


PSマーク表示を確認しましょう！

※製品安全4法とは、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律です。

※PSマーク表示対象製品は、経済産業省のホームページや各法律で確認できます。

○製品安全4法※では、危害が発生する恐れがある製品を指定し、技術基準に適合させた製品には、PSマークが表示されています。



◇商品量目立入検査を実施しました◇

消費生活センターでは、商品流通が活発になる中元期、年末年始期を中心に、スーパーマーケットなどに立入り、精肉・鮮魚・青果・惣菜などの表示（100g ○○円など）が適正かどうか内容量の検査を行い、不適正なものについては、正しく表示するよう指導しています。

今回は、6月に検査した結果（暫定値）を報告します。

検査期間：6月1日（木）～6月30日（金）

立入事業所数：47事業所

検査個数：990個

不適正個数：23個

不適正率：2.3%

※計量法で認められた誤差の範囲を超えたものが不適正となります。

◇「特別相談 多重債務 110番」を実施します◇

～債務問題は必ず解決できます。一人で悩まず、早めに相談を～

消費生活センターでは、東京都と連携して「多重債務 110番」として、弁護士による無料特別相談を実施します。クレジットやローンなどの返済が重なってお悩みの方もご相談ください。

日時・会場：9月4日（月）消費生活センター 午後2時～4時

：9月5日（火）八王子駅南口総合事務所 午後2時～4時

対象：市内在住・在勤・在学の方

定員：各回4名（先着順）おひとり30分以内

費用：無料

申込：8月15日から電話で消費生活センター（☎631-5455）へ。

八王子市消費生活センター

電話：042-631-5455（相談専用）

■相談受付：月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

〔*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。〕

■連絡先：〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025



まずはご相談を

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。